

○岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2 月25日

規則第18号

改正 平成25年10月 7 日規則第57号

(岡崎市基準該当障がい福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則等の一部を改正する規則第 2 条)

平成26年 3 月27日規則第18号

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則第 1 条)

平成26年12月26日規則第48号

(児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則第 4 条)

平成27年 3 月27日規則第21号

平成28年 3 月28日規則第14号

平成29年 3 月29日規則第 9 号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則及び岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則第 1 条)

平成30年 3 月31日規則第32号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 1 条)

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第 1 節 人員に関する基準(第 3 条・第 4 条)

第 2 節 運営に関する基準(第 5 条～第31条)

第 3 節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第31条の 2)

第 4 節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第32条～第34条)

第 3 章 療養介護

第 1 節 人員に関する基準(第35条)

第2節 設備に関する基準(第36条)

第3節 運営に関する基準(第37条～第55条)

第4章 生活介護

第1節 人員に関する基準(第56条・第57条)

第2節 設備に関する基準(第58条)

第3節 運営に関する基準(第59条～第67条)

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第67条の2・第67条の3)

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第68条・第69条)

第5章 短期入所

第1節 人員に関する基準(第70条)

第2節 設備に関する基準(第71条)

第3節 運営に関する基準(第72条～第75条)

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第75条の2)

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第76条)

第6章 重度障がい者等包括支援

第1節 人員に関する基準(第77条)

第2節 運営に関する基準(第78条～第81条)

第7章 削除

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 人員に関する基準(第94条・第95条)

第2節 設備に関する基準(第96条)

第3節 運営に関する基準(第97条・第98条)

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第98条の2・第98条の3)

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第99条・第99条の2)

第9章 自立訓練(生活訓練)

第1節 人員に関する基準(第100条・第101条)

第2節 設備に関する基準(第102条)

第3節 運営に関する基準(第103条～第106条)

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第106条の2・第106条の3)

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第107条・第107条の2)

第10章 就労移行支援

第1節 人員に関する基準(第108条～第110条)

第2節 設備に関する基準(第111条)

第3節 運営に関する基準(第112条～第115条)

第11章 就労継続支援A型

第1節 人員に関する基準(第116条・第117条)

第2節 設備に関する基準(第118条)

第3節 運営に関する基準(第119条～第122条)

第12章 就労継続支援B型

第1節 人員に関する基準(第123条)

第2節 設備に関する基準(第124条)

第3節 運営に関する基準(第125条)

第4節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第126条・第127条)

第13章 就労定着支援

第1節 人員に関する基準(第127条の2)

第2節 運営に関する基準(第127条の3～第127条の8)

第14章 自立生活援助

第1節 人員に関する基準(第127条の9)

第2節 運営に関する基準(第127条の10～第127条の12)

第15章 共同生活援助

第1節 人員に関する基準(第128条・第129条)

第2節 運営に関する基準(第130条～第138条)

第3節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準(第138条の2)

第2款 運営に関する基準(第138条の3・第138条の4)

第4節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準(第139条・第140条)

第2款 運営に関する基準(第141条～第144条)

第16章 多機能型に関する特例(第145条・第146条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第50号。以下「条例」という。)第129条の規定に基づき、指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定障がい福祉サービス等費用基準額 指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障がい福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障がい福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

(2) 利用者負担額 指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定障がい福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

(3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障がい者等が指定障がい福祉サービス事業者に支払うべき指定障がい福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障がい者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障がい者(法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障がい者をいう。以下同じ。)が指定障がい福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用につい

て、療養介護医療費として当該支給決定障がい者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、当該指定障がい福祉サービス事業者に支払われることをいう。

- (4) 常勤換算方法 事業所の従業員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第3条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者(以下この節及び次節において「サービス提供責任者」という。)の員数は、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができるものとする。

- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定居宅介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(準用)

第4条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。

第2節 運営に関する基準

(運営規程)

第5条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域

- (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
 - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第 6 条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業員によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 7 条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業員に条例第 2 章及びこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第22条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(契約支給量の報告等)

第 8 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障がい者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第 3 項及び第 4 項において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障がい者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障がい者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前 3 項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

第 9 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事

業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(受給資格の確認)

第10条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障がい福祉サービス事業者等との連携等)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第14条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供年月日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障がい者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障がい者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障がい者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障がい者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障がい者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定居宅介護に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障がい者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第18条 指定居宅介護事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けて、当該支給決定障がい者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障が

い福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障がい福祉サービス等に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障がい福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者等及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第19条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者等に対し、当該支給決定障がい者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第17条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者等に対して交付しなければならない。

(支給決定障がい者等に関する市町村への通知)

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障がい者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第21条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の具体的な取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者

又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第22条 サービス提供責任者は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(衛生管理等)

第23条 指定居宅介護事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(緊急時等の対応)

第25条 従業員は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供等)

第26条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第31条 第5条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第5条中「第24条」とあるのは、「第31条において準用する第24条」と、第7条第3項中「第22条」とあるのは「第31条において準用する第22条」と、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第31条において準用する次条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第31条において準用する第17条第2項」と、第21条第1号中「次条第1項」とある

のは「第31条において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(準用)

第31条の2 第3条第2項及び第3項の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第6条第2項」とあるのは、「条例第18条の4において準用する条例第6条第2項」と読み替えるものとする。

第4節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第32条 基準該当居宅介護事業者が、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上とする。

(同居家族に対するサービスの提供)

第33条 条例第22条ただし書に規定する規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された区域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該居宅介護が条例第19条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

(3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、条例第22条ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第1項において準用する第22条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第34条 第2節(第17条第1項、第18条、第19条第1項及び第31条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第5条中「第24条」とあるのは、「第34条第1項において準用する第24条」と、「第7条第3項中「第22条」と

あるのは「第34条第1項において準用する第22条」と、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第34条第1項において準用する次条第2項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第34条第1項において準用する第17条第2項」と、第21条第1号中「次条第1項」とあるのは「第34条第1項において準用する次条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 第2節(第17条第1項、第18条、第19条第1項及び第31条を除く。)並びに第32条及び前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第5条中「第24条」とあるのは、「第34条第2項において準用する第24条」と、第7条第3項中「条例第6条第2項」とあるのは「条例第23条第2項において準用する条例第19条第3項」と、「第22条」とあるのは「第34条第2項において準用する第22条」と、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第34条第2項において準用する次条第2項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第34条第2項において準用する第17条第2項」と、第21条第1号中「次条第1項」とあるのは「第34条第2項において準用する次条第1項」と、第33条第1項第2号中「条例第19条第3項」とあるのは「条例第23条第2項において準用する条例第19条第3項」と、第33条第2項中「条例第22条」とあるのは「条例第23条第2項で準用する条例第22条」と、「次条第1項」とあるのは「第34条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第35条 指定療養介護事業者が指定療養介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (2) 看護職員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上
- (3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数か

ら利用者の数を2で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定療養介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障がい児入所施設に係る指定障がい児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

第2節 設備に関する基準

(設備)

第36条 条例第27条第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第37条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第50条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第38条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(管理者の責務)

第39条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例第3章及び

この章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第40条 サービス管理責任者は、第47条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると思われる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(契約支給量の報告等)

第41条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この条において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障がい者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービス提供の記録)

第42条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供年月日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定療養介護に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定め

るところにより算定した額の支払を受けるものとする。

- 3 指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定療養介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第44条 指定療養介護事業者は、支給決定障がい者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第45条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障がい者に対し、当該支給決定障がい者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、第43条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と

認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者に対して交付しなければならない。

(支給決定障がい者に関する市町村への通知)

第46条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障がい者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなくて指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(療養介護計画の作成等)

第47条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護

の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(その他のサービスの提供)

第48条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第49条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第50条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、

従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(緊急時等の対応)

第51条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第52条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

4 指定療養介護事業者は、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第53条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第54条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日(第7号の記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 療養介護計画

(2) 条例第33条第2項に規定する身体拘束等の記録

(3) 条例第34条において準用する条例第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第42条第1項に規定するサービスの提供の記録

(5) 第46条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 指定療養介護に要した費用の請求及び受領に係る記録

(準用)

第55条 第9条から第13条まで、第16条及び第26条から第28条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第56条 指定生活介護事業者が指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士(条例第36条第2項に規定する機能訓練指導員を含む。以下この号において同じ。)及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障がい支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障がい支援区分の平均値をいう。以下この号において同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 利用者の平均障がい支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

(イ) 利用者の平均障がい支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 利用者の平均障がい支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合においては、指定生活介護の単位ごとに、

当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第57条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 設備に関する基準

(設備)

第58条 条例第38条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 次に定めるとおりとすること。

ア 利用者の特性に応じたものであること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

2 条例第38条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第38条第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第59条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第66条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(利用者負担額等の受領)

第60条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給

決定障がい者から当該指定生活介護に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しなければならない。

- 6 指定生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得なければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第60条の2 指定生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(支給決定障がい者に関する市町村への通知)

第61条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障がい者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなくて指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(食事)

第62条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好^しを考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第63条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康管理)

第64条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第65条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めておかなければならない。

(掲示)

第66条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資す

ると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(準用)

第67条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条及び第52条から第54条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第60条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第60条第2項」と、第39条中「条例第3章」とあるのは「条例第4章」と、第40条中「第47条」とあるのは「第67条において準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第42条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第42条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第67条において準用する第42条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第67条」と読み替えるものとする。

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第67条の2 条例第42条の4の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。))第31条第1項若しくは第57条第1項又は岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。))第19条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。))第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指

定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第98条の2及び第106条の2において同じ。))を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例第19条第1項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス条例第16条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。))のうち通いサービス(指定地域密着型サービス条例第31条第2項若しくは第57条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス条例第19条第2項に規定する通いサービスをいう。以下この条、第98条の2及び第106条の2において同じ。))の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号、第98条の2第2号及び第106条の2第2号において同じ。))を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス条例第32条第1項若しくは第58条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス条例第20条第1項に規定する居間及び食堂をいう。第98条の2第3号及び第106条の2第3号において同じ。))は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第29条若しくは第55条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第17条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第67条の3 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条から第54条まで、第57条及び前節(第67条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第68条 条例第44条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス条例第31条第1項又は第57条第1項に規定する登録者をいう。)の数と条例第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第99条及び第107条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号、第99条第2号及び第107条第2号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス条例第32条第1項又は第58条第1項に規定する居間及び食堂をいう。第99条第3号及び第107条第3号において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを

受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第29条又は第55条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 条例第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第69条 第60条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第70条 指定短期入所事業者が法第5条第8項に規定する施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定障がい者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項第1号において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

- (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者(宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この項及び次項において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(次項第2号アにおいて「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利

用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この項及び次項において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定短期入所事業者が空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の

利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 指定短期入所事業者が単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(条例第104条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。第145条第1項において同じ。)、指定共同生活援助事業所、日中サービス利用型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障がい児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この項において「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス利用型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(ア)又は(イ)に定める数

第2節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第71条 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この項において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

2 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

3 条例第48条第2項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所 居室のある階ごとに設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所 次に定めるとおりとすること。

ア 居室のある階ごとに設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第72条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項(条例第46条第2項の規定の適用を受ける施設にあつては、第3号を除く。)に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額

- (5) サービス利用に当たっての留意事項
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 非常災害対策
 - (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (入退所の記録の記載等)

第73条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障がい者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障がい者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障がい者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額の受領)

第74条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障がい者等から当該指定短期入所に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者等に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによる

ものとする。

5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者等の同意を得なければならない。

(準用)

第75条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第25条から第30条まで、第38条、第39条、第52条、第53条及び第63条から第66条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第74条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第74条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第5章」と、第66条中「前条」とあるのは「第75条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(準用)

第75条の2 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第25条から第30条まで、第38条、第39条、第52条、第53条、第63条から第66条まで及び前節(第75条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(準用)

第76条 第74条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障がい者等包括支援

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第77条 条例第56条第2項のサービス提供責任者(以下「サービス提供責任者」という。)は、指定重度障がい者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

2 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(運営規程)

第78条 指定重度障がい者等包括支援事業者は、指定重度障がい者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障がい者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障がい者等包括支援の内容並びに支給決定障がい者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(事業所の体制)

第79条 指定重度障がい者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

- 2 指定重度障がい者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障がい福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。
- 3 指定重度障がい者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(重度障がい者等包括支援計画の作成)

第80条 サービス提供責任者は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障がい者等包括支援計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、重度障がい者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障がい者等包括支援計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、重度障がい者等包括支援計画作成後においても、当該重度障

がい者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障がい者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する重度障がい者等包括支援計画の変更について準用する。

(準用)

第81条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第23条から第30条まで及び第39条の規定は、指定重度障がい者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第81条において準用する次条第1項」と、第19条第2項中「第17条第1項」とあるのは「第81条において準用する第17条第1項」と、第39条中「条例第3章」とあるのは「条例第6章」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第82条から第93条まで 削除

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第94条 指定自立訓練(機能訓練)事業者が指定自立訓練(機能訓練)事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士(条例第73条第2項に規定する機能訓練指導員を含む。以下この号において同じ。)及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。
- 3 第 1 項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定自立訓練(機能訓練)事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第 1 項第 1 号の看護職員のうち、1 人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第 1 項第 1 号の生活支援員のうち、1 人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第 1 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第95条 第57条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第 2 節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第96条 第58条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第38条第 1 項」とあるのは、「条例第75条において準用する条例第38条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 3 節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第97条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)

を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しなければならない。

- 6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得なければならない。

(準用)

第98条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条から第54条まで、第59条及び第60条の2から第66条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第97条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第8章」と、第40条中「第47条」とあるのは「第98条において準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第78条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第78条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第98条において準用する第15条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第98条において準用する第61条」と、同項第

6号中「次条」とあるのは「第98条」と、第59条中「第66条」とあるのは、「第98条において準用する第66条」と、第66条中「前条」とあるのは「第98条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第98条の2 条例第78条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第29条若しくは第55条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第17条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第98条の3 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条から第54条まで、第57条、第59条、第60条の2から第66

条まで及び第97条の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第99条 条例第79条の2の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型

サービス条例第29条又は第55条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 条例第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第99条の2 第97条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第9章 自立訓練(生活訓練)

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第100条 指定自立訓練(生活訓練)事業者が指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練の利用者

- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合においては、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上

- (3) サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項(第2項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定自立訓練(生活訓練)事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第101条 第57条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第2節 設備に関する基準

(設備)

第102条 条例第83条第1項及び第2項に規定する設備(居室を除く。)の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 次に定めるとおりとすること。
 - ア 利用者の特性に応じたものであること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (5) 浴室 利用者の特性に応じたものであること

- 2 条例第83条第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 3 条例第83条第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(サービス提供の記録)

第103条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供年月日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければならない。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供年月日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障がい者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第104条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第1項から第4項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第3項及び第4項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第104条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者

及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障がい者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障がい福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障がい者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(記録の整備)

第105条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日(第7号の記録については、当該費用を受領した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 条例第84条において準用する条例第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 条例第84条において準用する条例第33条第2項に規定する身体拘束等の記録

(3) 第103条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録

(4) 次条において準用する第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 次条において準用する第47条第1項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画

(6) 次条において準用する第61条に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 指定自立訓練(生活訓練)に要した費用の請求及び受領に係る記録

(準用)

第106条 第8条から第14条まで、第16条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条、第53条、第59条及び第60条の2から第66条までの規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第104条第1項から第4項まで」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第9章」と、第40条中「第47条」とあるのは「第106条において

準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「第66条」とあるのは「第106条において準用する第66条」と、第66条中「前条」とあるのは「第106条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第106条の2 条例第84条の3の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第29条若しくは第55条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第17条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第106条の3 第8条から第14条まで、第16条、第19条、第25条から第29条まで、第38条が

ら第40条まで、第47条、第52条、第53条、第57条、第59条、第60条の2から第66条まで及び前節(第106条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第107条 条例第85条の2の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準

第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス条例第29条又は第55条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 条例第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第107条の2 第97条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第10章 就労移行支援

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第108条 指定就労移行支援事業者が指定就労移行支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

- (2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

- (3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定就労移行支援事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

- 3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合

は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第109条 前条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第110条 第57条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、同条の規定は適用しない。

第2節 設備に関する基準

(準用)

第111条 第58条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第38条第1項」とあるのは、「条例第91条において準用する条例第38条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 運営に関する基準

(求職活動の支援等の実施)

第112条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第113条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第114条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(準用)

第115条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条から第54条まで、第59条、第60条の2から第66条まで、第97条及び第104条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第115条において準用する第97条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第115条において準用する第97条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第10章」と、第40条中「第47条」とあるのは「第115条において準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第93条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第93条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第115条において準用する第15条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第115条において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第115条」と、第59条中「第66条」とあるのは「第115条において準用する第66条」と、第66条中「前条」とあるのは「第115条において準用する前条」と、第104条の2第1項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者

に限る。)が」とあるのは「支給決定障がい者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障がい者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第116条 指定就労継続支援A型事業者が指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定就労継続支援A型事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第117条 第57条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第2節 設備に関する基準

(設備)

第118条 条例第97条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 次に定めるとおりとすること。

ア 利用者の特性に応じたものであること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

2 条例第97条第1項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第97条第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第119条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び条例第101条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項

- (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
 - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (13) その他運営に関する重要事項
- (求職活動の支援等の実施)

第119条の2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第120条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第121条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第122条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条から第54条まで、第61条から第66条まで及び第97条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第122条において準用する第97条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第122条において準用する第97条第2項」と

と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第11章」と、第40条中「第47条」とあるのは「第122条において準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第103条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第103条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第122条において準用する第15条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第122条において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第122条」と、第66条中「前条」とあるのは「第122条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 人員に関する基準

(準用)

第123条 第57条及び第116条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第2節 設備に関する基準

(準用)

第124条 第118条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第97条第1項」とあるのは、「条例第106条において準用する条例第97条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 運営に関する基準

(準用)

第125条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第19条、第25条から第29条まで、第38条から第40条まで、第47条、第52条から第54条まで、第59条、第61条から第66条まで、第97条、第119条の2及び第120条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第125条において準用する第97条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第125条において準用する第97条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第12章」と、第40条中「第47条」とあるのは「第125条において準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第108条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3

号中「条例第34条」とあるのは「条例第108条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第125条において準用する第15条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第125条において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第125条」と、第59条中「第66条」とあるのは「第125条において準用する第66条」と、第66条中「前条」とあるのは「第125条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(運営規程)

第126条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(準用)

第127条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条(第1項を除く。)、第25条から第29条まで、第38条、第40条、第47条、第52条から第54条まで、第61条、第63条から第66条まで、第97条(第1項を除く。)、第119条の2及び第120条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第127条において準用する第97条第2項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第127条において準用する第97条第2項」と、第40条中「第47条」とあるのは「第127条において準用する第47条」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基

準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第111条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第111条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第127条において準用する第15条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第127条において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第127条」と、第66条中「前条」とあるのは「第127条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第13章 就労定着支援

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第127条の2 指定就労定着支援事業者が指定就労定着支援事業所に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下この項において「生活介護等」という。)に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障がい福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障がい福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(運営規程)

第127条の3 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(サービス管理責任者の責務)

第127条の4 サービス管理責任者は、第127条の8において準用する第47条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(職場への定着のための支援の実施)

第127条の5 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障がい者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1

月に 1 回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1 月に 1 回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第127条の 6 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(記録の整備)

第127条の 7 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 条例第111条の 7 において準用する条例第17条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(2) 次条において準用する第15条第 1 項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(3) 次条において準用する第20条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第28条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 次条において読み替えて準用する第47条第 1 項に規定する就労定着支援計画

(準用)

第127条の 8 第 6 条、第 8 条から第20条まで、第23条、第24条、第26条から第29条まで、第39条及び第47条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第16条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第127条の 8 において準用する次条第 1 項」と、第19条第 2 項中「第17条第 2 項」とあるのは「第127条の 8 において準用する第17条第 2 項」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第127条の9 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

第2節 運営に関する基準

(定期的な訪問による支援)

第127条の10 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障がい者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第127条の11 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡

調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

- 3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第127条の12 第6条、第8条から第20条まで、第23条、第24条、第26条から第29条まで、第39条、第47条、第127条の3、第127条の4及び第127条の7の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第127条の12において準用する次条第1項」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第15章 共同生活援助

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第128条 指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

- (2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

- (3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定共同生活援助事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第129条 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(運営規程)

第130条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第131条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助

事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第132条 サービス管理責任者は、第138条において準用する第47条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(支援体制の確保)

第133条 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障がい福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第134条 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村

に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第135条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障がい者から当該指定共同生活援助に係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障がい者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障がい者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障がい者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障がい者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障がい者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障がい者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障がい者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障がい者の同意を得なければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第136条 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第137条 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活援助事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第138条 第9条から第13条まで、第16条、第19条、第25条から第29条まで、第39条、第42条、第47条、第52条から第54条まで、第61条、第63条、第66条及び第104条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第135条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第135条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第13章」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第120条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第120条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第138条において準用する第42条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第138条において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第138条」と、第66条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第137条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第104条の2第1項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障がい者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障がい者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限

る。)と読み替えるものとする。

第3節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第138条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。

ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第2款 運営に関する基準

(社会生活上の便宜の供与等)

第138条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障がい福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第138条の4 第9条から第13条まで、第16条、第19条、第25条から第29条まで、第39条、第42条、第47条、第52条から第54条まで、第61条、第63条、第66条、第104条の2、第130条から第135条まで及び第137条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第138条の4において準用する第135条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第138条の4において準用する第135条第2項」と、第47条及び第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型指定共同生活援助計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第120条の10において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第120条の10」と、同項第4号中「第42条」とあるのは「第138条の4において準用する第42条」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第138条の4において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第138条の4」と、第66条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第138条の4において準用する第137条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療

機関」と、第104条の2第1項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障がい者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障がい者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

第4節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第139条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき基本サービスを提供する従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第140条 第129条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第2款 運営に関する基準

(運営規程)

第141条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障がい者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第142条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第143条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援

助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第144条 第9条から第13条まで、第16条、第19条、第25条から第29条まで、第39条、第42条、第47条、第52条から第54条まで、第61条、第63条、第66条、第104条の2及び第132条から第137条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第16条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条において準用する第135条第1項」と、第19条第2項中「第17条第2項」とあるのは「第144条において準用する第135条第2項」と、第39条第2項中「条例第3章」とあるのは「条例第13章」と、第47条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第54条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第128条において準用する条例第33条第2項」と、同項第3号中「条例第34条」とあるのは「条例第128条」と、同項第4号中「第42条第1項」とあるのは「第144条において準用する第42条第1項」と、同項第5号中「第46条」とあるのは「第144条において準用する第61条」と、同項第6号中「次条」とあるのは「第144条」と、第66条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第144条において準用する第137条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第104条の2第1項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障がい者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障がい者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障がい者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

第16章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第145条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定

就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下この章において「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第56条第5項、第94条第5項及び第6項、第100条第6項、第108条第4項及び第5項並びに第116条第4項(第123条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないものとすることができる。

- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第56条第1項第3号及び第6項、第94条第1項第2号及び第7項、第100条第1項第3号及び第7項、第108条第1項第3号及び第6項並びに第116条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第123条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(設備の特例)

第146条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)
- 2 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第138条又は第144条において準用する第47条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」

とあるのは「営み、入居の日から条例附則第4条に定める期間内に条例附則第5条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス利用型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

- 3 条例附則第7条の場合において、第128条第1項第2号イからエまで及び第138条の2第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(条例附則第7条の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に存する指定障がい福祉サービス事業所(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、第58条第1項第4号イ(第96条及び第111条において準用する場合を含む。)、第71条第3項第5号イ、第102条第1項第4号イ及び第118条第1項第4号イ(第124条において準用する場合を含む。))の規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成25年10月7日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日規則第18号抄)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第48号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第32号抄)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

